

全ト協発第15号(環・総)
令和2年4月7日

(一社) 東京都トラック協会 会長 浅井 隆 殿
(一社) 神奈川県トラック協会 会長 吉田 修一 殿
(一社) 埼玉県トラック協会 会長 鳥居 伸雄 殿
(一社) 千葉県トラック協会 会長 角田 正一 殿
(一社) 大阪府トラック協会 会長 辻 卓史 殿
(一社) 兵庫県トラック協会 会長 福永 征秀 殿
(公社) 福岡県トラック協会 会長 眞鍋 博俊 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言発令への対応等について

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象区域に、5月6日までを目安として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されました。

また、緊急事態宣言発出に伴い、今般、国土交通省自動車局貨物課長から、別添のとおり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について（要請）」（以下「要請通知」という。）要請があり、全ト協では、法第54条に基づく緊急物資輸送に関し、「新型コロナウイルス感染症対策本部」（別紙参照）を設置し、法に基づく指定公共機関と連携を図りつつ対応を行うことといたしました。

つきましては、関係の都府県知事等からの法第54条に基づく緊急物資輸送要請に対する的確なご対応につきましてご配意下さいますとともに、緊急事態宣言の状況下におきましても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要がある、輸送の引き受けにつきましてもこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、貴協会傘下の会員事業者への周知方をよろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

＜緊急物資輸送関係＞

交通・環境部

TEL：03-3354-1045

＜職員の被災状況等関係＞

総務部

TEL：03-3354-1026

事 務 連 絡
令和2年4月7日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について

政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号、以下「法」という。）について、新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正が行われ、法第三十二条に基づく緊急事態が宣言された際には、法第五十四条に基づく緊急物資の運送について、関係省庁等からの要請に基づき運送事業者である指定公共機関に対し要請することとなります。

つきましては、法に基づく緊急物資の運送の要請が発生した場合には、災害対策基本法と同様のスキームにより、当面の間、法に基づく指定公共機関との輸送調整等に協力いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態宣言の状況下においても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けについてはこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、会員事業者への周知をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部 体制図

令和2年4月7日 現在

